令和８年度第３回
公益通報委員会

令和８年10月26日
兵庫県財務部

令和８年度第３回公益通報委員会

日時：令和8年10月26日（金）13時30分～
場所：県公館２階会議室

[報告事項]

１　１号通報事案の対応報告・・・・・・・・・・・・・・資料１

２　２号通報事案の対応報告・・・・・・・・・・・・・・資料２

３　施行状況調査の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・資料３

４　R8年度実施計画の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・資料４

[審議事項]

１　通報事案の対応案に対する意見・・・・・・・資料５

令和８年度公益通報の受付・対応状況

(1) 令和８年度公益通報の対応状況

令和８年４月からの公益通報受付件数は27件（内部通報17件、外部通報10件）であり、このうち21件を受理。

	受付件数	受理件数	不受理件数
内部通報	17件	13件	４件
外部通報	10件	9件	１件
計	27件	22件	５件

令和８年10月16日時点

(2) 公益通報制度対象外案件の内訳

令和８年４月からの県政改革課に寄せられた案件のうち、本制度の対象外案件は25件（内部通報11件、外部通報14件）。

	合計	国機関関係	市町関係	教委関係	対象外
内部通報	11件	0件	3件	5件	3件
外部通報	14件	3件	8件	0件	3件
計	25件	3件	11件	5件	6件

【参考】令和７年度実績

	受付件数	受理件数	不受理件数	是正措置件数	継続調査件数
内部通報	34件	17件	17件	８件	１件
外部通報	28件	24件	4件	９件	１件
計	62件	41件	21件	17件	２件

資料１

報告事項１

通報事案の詳細は委員限り
（県ホームページに未掲載）

１号通報事案の対応報告

資料２

報告事項２

通報事案の詳細は委員限り
（県ホームページに未掲載）

２号通報事案の対応報告

資料３

報告事項３

施行状況調査の報告

資料3-1

行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査

［消費者庁参事官室（公益通報・協働担当）令和８年８月10日付け事務連絡］

［調査の概要］

１.調査の趣旨

本年12月の改正法の施行に向け、法定指針やガイドラインの改正等の消費者庁からの通知を踏まえ、**法の施行状況調査（本年７月１日時点の公益通報体制、令和５年４月１日から令和８年３月31日までの通報件数等の調査）を実施し、その結果を公表**する。なお、本調査結果について、消費者庁に対して、情報公開請求があった場合は、請求者に開示する。

２.調査対象

国（関係府省庁及び外局）、**都道府県**、市町村及び特別区
※首長部局のほか、教育委員会及び警察本部に別途通知があり、別途消費者庁に回答

３.回答方法

回答専用ウェブサイト上に設置した回答フォームへ入力

４.回答期間

令和８年８月12日（水）～９月15日（火）

５.主な設問内容

・通報窓口
・通報対象
・通報者の範囲
・職員等への周知、研修等の実施状況
・外部通報（２号・３号通報）を行った者の取扱い
・内部通報及び行政通報における公益通報件数　等

資料3-2

行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査

［消費者庁参事官室（公益通報・協働担当）令和８年８月10日付け事務連絡］

【主な回答内容】

内部通報（１号通報）

①通報窓口
内部窓口に加え、外部窓口を設置（R6.12～）

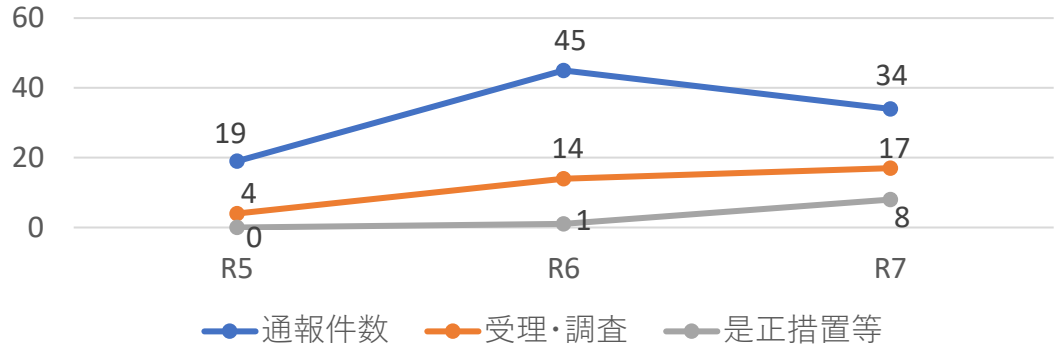
②通報対象
法令違反に加えて、倫理規定違反その他の事実

③通報者の範囲
県職員及び役務提供先とする契約先事業者等の労働者等

④職員等への周知・研修等
事務連絡での通知、HP・イントラネットに掲載、
幹部研修（R8.5～6）、従事者等研修（R8.6）

⑤外部通報（２号・３号通報）を行った者の取扱い
県の要綱に外部通報を行った者を保護する規定を明記

内部通報の件数



外部通報（２号通報）

①通報窓口
県政改革課に一元的な通報窓口を設置（R7.4～）

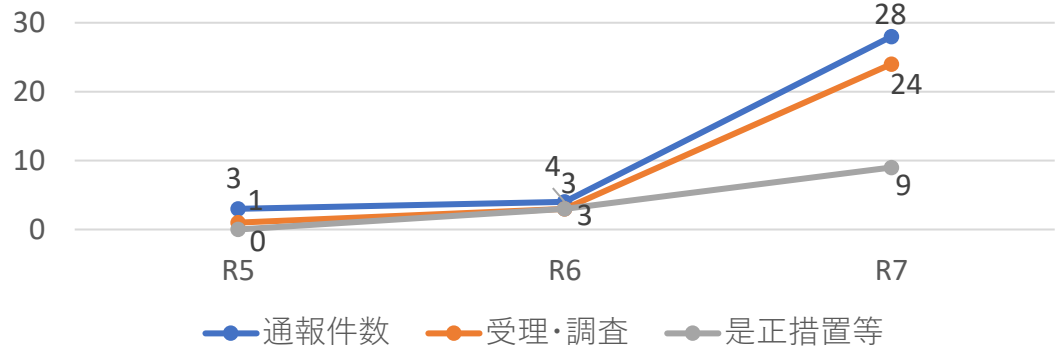
②通報対象
法令違反　※関係法令の指針・基準等への違反、条例違反等を含む

③通報者の範囲
当該事業における法令違反行為等を知り得る立場にある者

④職員等への周知・研修等
事務連絡での通知及びHP・イントラネットに掲載、
幹部研修（R8.5～6）、従事者等研修（R8.6）

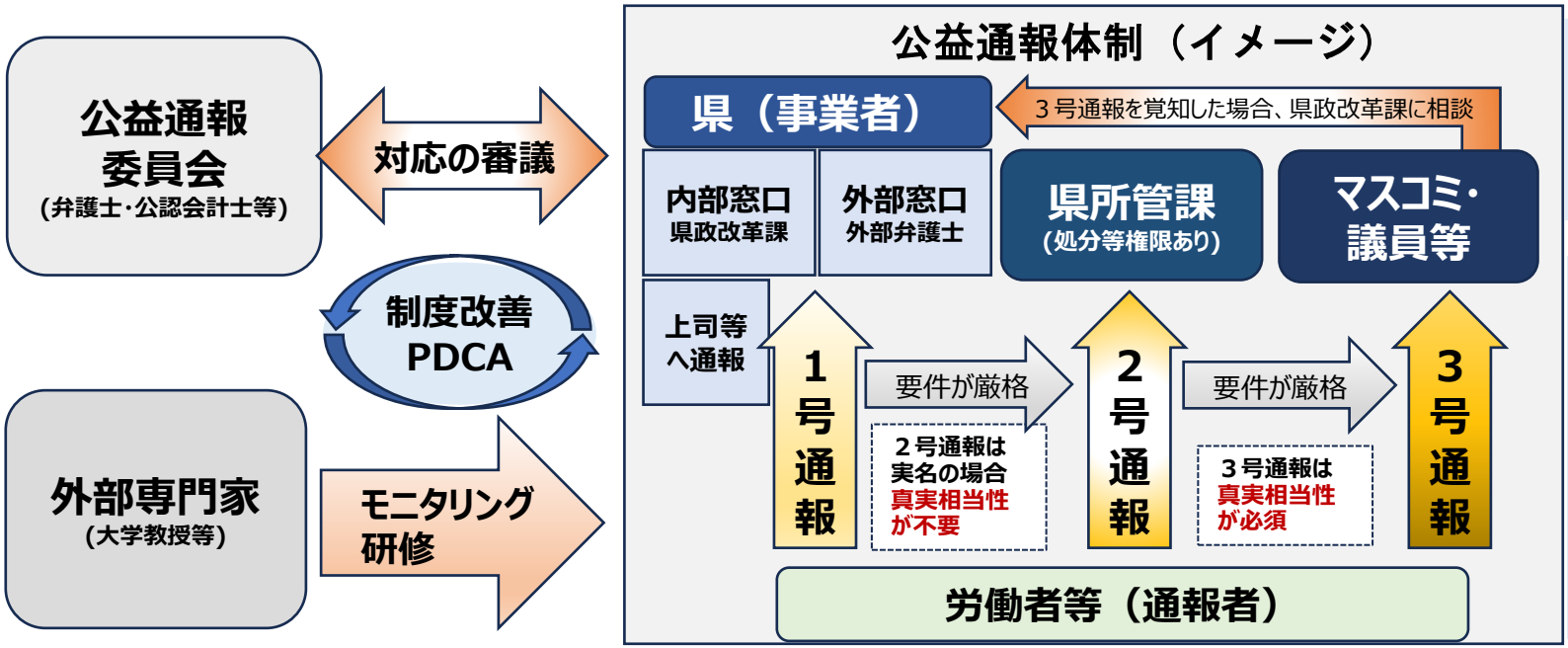
⑤外部の労働者等への周知
内部規程、権限所管課一覧及び通報件数等をHPに掲載

外部通報の件数



参考

兵庫県における公益通報者保護制度



［３号通報への対応］

県職員等（通報者）が、外部公益通報を行った場合には、**内部公益通報と同様の通報者保護**を行う

［通報者保護の徹底］

- ○ 独立性の確保
- ○ 利益相反の排除
- ○ 不利益な取扱いの禁止
- ○ 通報妨害の禁止
- ○ 通報者等の探索の禁止
- ○ 範囲外共有の禁止
- ○ 秘密保持の徹底
- ○ 適切な救済及び回復の措置

通報先（誰に）	法の保護要件（法第3条第1項）	通報者（誰が） 法第2条第1項	通報者（誰が） 県の体制	通報対象事実（何を） 法第2条第3項	通報対象事実（何を） 県の体制
1号通報（内部通報）	不正があると思料すること	**[通報者の要件]** ・労働者 ・退職者(1年以内) ・派遣労働者 ・取引先の労働者 ・指定管理者の職員 ・フリーランス ・役員 (参考)ガイドラインに準拠し、１号・２号通報の通報者の要件に住民等からの通報を含む自治体例あり	**法律と同じ** （住民等からの通報は含まない）	**[通報対象事実]** 法や別表に掲げる法律（約500の法律）に規定された犯罪行為や過料事由、またはそれらに基づく処分の理由となる事実 **※法別表の約500本の法律以外は対象外**	**県独自の規定** ・法令違反 ・職務上の義務違反 ・県民の信頼を損なうおそれ
2号通報（行政通報）	不正があると信ずるに足りる相当の理由（**真実相当性**）があること**又は**不正があると思料し、氏名などを記載した書面を提出すること		**ガイドラインに準拠** 法令違反を知り得る者(労働者等以外の住民等からの通報が可能) ＊退職者の年齢制限なし		**ガイドラインに準拠** 法令違反を知り得る者が通報した場合、約500の法律以外の法令違反も対象
3号通報（その他通報）	不正があると信ずるに足りる相当の理由（**真実相当性**）があること**及び**一定の事由があること		**法律と同じ**		**法律と同じ** （保護要件は最も厳格）

資料４

報告事項４

R8年度実施計画の取組

公益通報体制の整備（R8年度実施計画）

資料4-1

法の趣旨を踏まえ、通報者保護や法令遵守の徹底を図り、県民の公益の保護に資するとともに、組織の活性化・健全化を図り、より透明で公正な県民に信頼される県政を推進する。

区分	R8年度実施計画	R8年度取組状況（第２四半期）
制度周知	▶県HPの充実（透明性の確保） ・公益通報事案に関する公表内容の充足 ・年４回以上のモニタリング結果の公表 ・通報者に適切な窓口を教示 ▶職員向け庁内イントラの充実（教育・周知） ・よくある質問Ｑ＆Ａの充足 ・マニュアルや研修資料等の充足 ▶制度チラシ作成、自治研修所での配布	▶県HPの充実 ・モニタリング結果を県ホームページ公表（R8.5） ・第１回及び第２回のモニタリングを実施（R8.4、R8.7） ・県教委に県立学校等への周知徹底を依頼（R8.5） ▶職員向け庁内イントラの充実 ・R8.6.15研修レジュメ及び動画を掲載（R8.6） ・上記の研修を庁内通知システムで全職員に周知（R8.6） ▶自治研修所（階層別研修）で公益通報研修を実施
体制整備	▶制度改善の職員アンケート実施 ▶職員等が制度改善提案できる体制の整備 ▶外部窓口の運用状況モニタリング ▶通報事案の対応状況 ・すべての通報事案の対応状況に関するモニタリング ・外部専門家による通報者の聴取調査	▶全職員にアンケートを実施（R8.6） ▶庁内ポータルサイトにwebフォームを開設（R8.5） ▶外部窓口の運用状況モニタリング（R8.7～継続的改善を実施） ▶通報事案の対応状況 ・すべての通報事案の対応状況に関するモニタリング ・外部専門家による通報者の聴取調査（年度末までに実施）
教育啓発	▶自治研修所による階層別研修（R8～） ▶幹部職員向けの研修実施（R8.5、R8.6） ▶改正後の法定指針・ガイドラインを全庁共有 ▶県内市町向けの研修を実施 ▶全庁通知システムによる制度等周知（適宜）	▶自治研修所の階層別研修、実務者研修を実施（R8.6） ▶幹部職員向けの研修実施（R8.5、R8.6） ▶改正後の法定指針・ガイドラインを全庁共有 ▶県内市町向けの研修を実施（R8.12実施予定） ▶研修動画を周知（R8.6）

審議事項１

資料５

通報事案の詳細は委員限り
（県ホームページに未掲載）

通報事案の対応案に対する意見